

諸 規 程

1. 人間社会学部履修細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は学則・学部規程に基づき、履修の基準を定めて、学生の適正且つ円滑な學習に資することを目的とする。

(教育課程)

第2条 本学部の教育課程は、教養科目、専門科目及び教職科目によって構成される。

(授業科目)

第3条 前条の各課程に関する授業科目は別表に示す通りである。

2 年度によって前項の授業科目の一部を変更し、または設けないことがある。

3 授業科目は、必修科目、選択科目、選択必修科目及び自由科目にわける。

(単位)

第4条 前条の各授業科目について認定する単位数は別表に示す通りである。

2 単位認定は履修登録のある授業科目について行う。

(卒業条件)

第5条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、履修の要件に従い、次のとおり124単位以上を修得しなければならない。

2 教養科目を50単位以上、専門科目を74単位以上修得しなければならない。

3 卒業するためには各学科で定める、必修科目すべてを履修し修得しなければならない。

4 卒業延期になった者、及び休学期間を有する者等については、その条件が満たされた場合には、学長が9月卒業を認めることができる。

5 人間社会学部学部規程第17条第2項、第3項に定めた早期卒業の要件を満たした場合には、3年間の在学で卒業することができる。

(授業時間割)

第6条 授業時間割は毎年度始めに提示する。

2 同一科目を複数のクラスで開講する場合は、クラス指定を行うことがある。その場合学生は原則として指定されたクラスに所属する。

(履修学年)

第7条 各授業科目を履修すべき学年は別表に示す通りである。

2 在籍する学年より上級の学年で履修すべき科目を履修することはできない。(履修手続)

3 前項の規定にかかわらず、転入生及び編入生は、学科において適當と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることができる。

第8条 学生は毎学年の初めに、当該学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 履修届提出の期限は毎学年の初めに掲示する。

3 必要ある時は臨時に履修届を提出させることがある。

4 届け出ていない授業科目を履修することはできない。

5 第15条から17条にかかげる科目を除き、1年に48単位を超える履修科目を届け出ることはできない。

(他学科および他学部の科目履修)

第9条 学生は、所属学科長および当該科目担当教員の許可を得て、他学科および他学部の科目を履修することができる。

2 前項の規定によって履修した科目については、10単位までを所属学科の選択科目として認定することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教職課程履修者については、必要と認められる範囲内において、他学科、他学部の科目を履修することができる。

(試験)

第10条 試験は履修届が出された科目について学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めた場合は適宜行うことがある。

2 定期試験の日程については実施する1週間前までに掲示する。

3 学業成績の評価は、評語を以ってしめす。評語は学部規程第14条に従うものとする。

(追・再試験)

第11条 追・再試験は学部規程第15条、第16条によって行われる。

2 追・再試験は、必要な届け出をせずに受験することはできない。

3 再試験による成績の評定は、良・可又は不可とする。

4 追試験による成績の評定は優・良・可又は不可とする。

(受験料)

第12条 追試験の受験料は無料、再試験の受験料は1科目3,000円とする。

(試験の不正行為)

第13条 試験及びレポート提出に関して不正行為があった場合には、別に定めるところ、当該試験期の単位を無効とする等の処分を行う。

第2章 教職

(教職課程の履修願)

第14条 教職課程の履修を希望する学生は、履修を開始する学期の始めに学則別表Iの教職授業料を添えて教職課程履修願いを提出し、許可を受けなければならない。

(教職に関する科目)

第15条 教職に関する科目については、人間社会学部規程別表IIにしたがって、中学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目33単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目25単位を修得しなければならない。

(教科に関する科目)

第16条 中学校教諭1種免許状(社会)、高等学校教諭1種免許状(地理歴史)、高等学校教諭1種免許状(公民)又は高等学校教諭1種免許状(情報)を取得する場合の教科に関する科目の単位は、人間社会学部規程別表IIに定める免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位を修得しなければならない。

(教科又は教職に関する科目)

第17条 教科又は教職に関する科目は、人間社会学部規程別表Ⅱに定める教科又は教職に関する科目を含め、前条に規定する教科に関する科目又は第15条に規定する教職に関する科目から、中学校教諭1種免許状を取得する場合は8単位、高等学校1種免許状を取得する場合は16単位を修得しなければならない。

(教育実習)

第18条 教育実習Ⅱもしくは教育実習Ⅲを履修するためには、あらかじめ教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ及び教育実践演習を除く教職に関する科目の必修科目をすべて修得しておかなければならない。ただし、教科教育法に関する科目については、免許教科に応じて、社会科・地歴科教育法Ⅰ～Ⅱ各2単位、社会科・公民科教育法Ⅰ～Ⅱ各2単位又は社会科教育法Ⅲ～Ⅳ(中1種免の場合のみ)、情報科教育法Ⅰ～Ⅱ各2単位を修得しておかなければならない。

(教員免許に関する日本国憲法及体育等の履修)

第19条 教員免許状の資格を得るために、日本国憲法に関する科目2単位及び体育に関する科目2単位以上を修得しなければならない。

2 前項のほかに、外国語コミュニケーションに関する科目2単位及び情報機器の操作に関する科目2単位を修得しなければならない。

第3章 進級及び留年

(進級)

第20条 第3学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 情報社会学科の学生が第3学年に進級するためには、教養科目、専門科目に関する、合計28単位以上を修得していなければならない。

3 心理学科の学生が第3学年に進級するためには、教養科目、専門科目に関する、合計28単位以上を修得していなければならない。

第21条 第4学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 情報社会学科の学生が第4学年に進級するためには、教養科目、専門科目に関する、合計76単位以上を修得していなければならない。

3 心理学科の学生が第4学年に進級するためには、教養科目、専門科目に関する、合計76単位以上を修得していなければならない。

(留年)

第22条 第20条及び第21条によって進級できなかった学生(以下「留年生」という)は、前年度に引き続き、それぞれ第2学年、または第3学年に在籍するものとする。

(留年生の履修)

第23条 留年生は第7条にかかわらず、次の各号により、上級学年の授業科目を履修することができる。

(1) 第2学年の留年生は、第3学年のための授業科目。

(2) 第3学年の留年生は、情報社会総合演習Ⅰ・Ⅱ、総合研究演習Ⅰ・Ⅱ、及び教育実習Ⅱ・Ⅲ、教職実践演習を除く第4学年のための授業科目。

2 第2学年において複数回の留年となった学生は、前項第1号とともに第2号の規定も適応することとする。

3 前第1項、第2項の規程にかかわらず、学科において適當と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることがある。

(留学生の復級)

第24条 留年した学生が、留め置かれた学年で、所定の単位を修得した場合は、教授会の議を経て該当学年への進級を認める。

(雑則)

第25条 第20条、第21条及び第22条の規定にかかわらず教授会が適當と認める場合には、進級を許可することがある。

附 則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2. 定期試験等における不正行為者処分規程

第1条 この規程は、人間社会学部履修細則第13条に基づき、定期試験、レポート等における不正行為者の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 不正行為者の処分は、教授会の議を経て学部長が行う。

第3条 本規程における不正行為を、次のように定める。

一 代人受験（依頼した者・受験した者）

二 答案交換および複製

三 カンニングすること

(1) 他の受験者の答案を見ること

(2) 他の人から答えを教わること

(3) カンニングペーパー等の使用

(4) 使用が許可されていない参考書・電子機器、その他の物品の使用

四 カンニングを手助けすること

五 インターネットサイト等の剽窃行為

六 本人以外が作成したファイル、あるいは文章等の複製使用

七 その他、試験等にあたって公正を損なう様々な行為

第4条 不正行為を行った者は、当該試験期の全履修科目の単位を無効とする。

第5条 前条にかかわらず、情状酌量の余地があると判断された場合は、下記の軽減処置をとることがある。

一 当該試験期の必修科目、および選択必修科目を除く全履修科目の単位を無効とする。

二 当該授業科目のみの単位を無効とする。

第6条 第4条、第5条により処分を受けた者が、再度不正行為をした場合は、理由の如何を問わず当該試験期の全履修科目の単位を無効とする。

第7条 不正行為者の処分は、速やかに掲示し、本人に通知する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

3. 埼玉工業大学人間社会学部転入学・編入学規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）第35条並びに埼玉工業大学人間社会学部規程（以下「規程」という。）第21条に規定する転入学及び学則第36条並びに規程第22条に規定する編入学について、その取扱いを規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 本学に転入学できる者若しくは編入学できる者は、次の各号のとおりとする。

- 一 転入学できる者は現に他の大学に在籍する者。
- 二 編入学できる者は大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業又は卒業見込の者、修業年限が4年以上の大学に2年以上在籍し、62単位以上を修得している者及び修得見込の者、専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者又は修了見込の者。ただし、社会人又は外国人留学生で編入学を志願できる者については別に定める。

(出願書類)

第3条 転入学または編入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 転入学願（現に在学する学校長の許可書を添付のこと）又は編入学願
- 二 履歴書
- 三 在学する学校又は卒業した学校の成績証明書、退学者については在籍した期間の成績証明書
- 四 在学証明書または卒業（見込）証明書、退学者については在籍期間を証明する書類
- 五 健康診断書
- 六 写真（2枚、4×3cm）

(入学時期)

第4条 転入学及び編入学の時期は学年の初めとする。ただし、学長が特に必要と認めたときは、教授会の議を経て、10月に入学させることができる。

(出願期間)

第5条 出願の時期は別に定める。

(入学許可)

第6条 転入学・編入学は人間社会学部教授会の選考を経て学長がこれを許可する。

- 2 選考は書類審査、面接、筆記試験等による。

(入学手続)

第7条 転入学又は編入学を許可された者の入学手続きは別に定める。

(転入学生・編入学生の単位認定)

第8条 転入学生的単位認定は他の大学において修得した単位の中から、出願のあった学科の学科会議において、その一部、又は全部を当該学科の科目の単位として認定する。

- 2 編入学生的単位認定は、2年次編入学生については、卒業又は在籍した学校での修得単位のうち、42単位を当該学科教養科目の単位として包括的に認定する。ただし、高等専門学校を卒業又は卒業見込の者若しくは専修学校を修了又は修了見込の者については、当該学科教養科目又は当該学科専門科目の単位として合計42単位を認定する。
- 3 3年次編入学生については、卒業又は在籍した学校での修得単位のうち、42単位を当該学科教養科目の単位として包括的に認定し、20単位を上限として専門科目の単位として認定する。

(学年決定)

第9条 転入学生的学年は、既に修得した単位の一部又は全部を認定の上、その単位数に応じて、教授会の議を経て、学部長が定める。

- 2 編入学生的学年は、人文・社会系短期大学等の卒業者が情報社会学科を志願するとき及び福祉・幼児教育系の短期大学等の卒業者が心理学科を志願するときは、3年次を原則とするが、既修得科目の内容に基づいて教授会の議を経て学部長が定める。

- 3 前項に規定する以外の者の編入学年は、原則として2年次とする。

(在学期間)

第10条 転入学生は従前在学した学校と通算して8年を超えて本学に在学することはできない。

2 編入学生の在学期間は、2年編入学生は6年、3年編入学生は4年を超えることはできない。

附 則

この規程は、平成14年11月21日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

4. 埼玉工業大学転学部規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）第38条に基づき、埼玉工業大学（以下「本学」という。）における工学部から人間社会学部又は人間社会学部から工学部への転学部の取扱いを規定することを目的とする。

(願出)

第2条 転学部を願い出る者は、その理由を記した転学部願を提出しなければならない。

2 転学部を願い出る者は、在籍する学年になかわらず、転学部願を提出することができる。ただし、本学に1年以上在籍し、学費を納付していなければならない。

3 転学部願には、保証人の同意書を添付し、現に所属する学部長を経て提出しなければならない。

4 学部長は、転学部の願い出のあった者について、教育上支援のない限り、教授会の議を経て、転学部を許可することがある。

(選考料)

第3条 転学部を願い出る者は、選考料として5,000円を納付しなければならない。

(期限)

第4条 転学部願は、毎年2月末日までに提出しなければならない。

(選考)

第5条 転学部を願い出た者の選考は、願い出のあった学科において行う。

(単位認定)

第6条 本学での既修得単位については、願い出のあった学科の選考会議において、その一部を当該学科の修了単位として認定することがある。

(学年)

第7条 転学部を許可された者の学年は、前条により認定された単位数に基づき、学部長が定める。

(在籍期間)

第8条 転学部を許可された者の在籍期間は、現に所属する学部に在籍した期間を含めて8年を超えることはできない。

(入学金)

第9条 転学部を許可された者の入学金については、納付することを要しない。

(学費)

第10条 転学部を許可された者の入学金を除く学費については、学則第45条によるものとする。

附 則

この細則は平成14年4月1日から施行する。ただし、第4条の規程になかわらず、平成14年4月1日をもって転学部を希望する者については、平成14年3月20日までに転学部願を提出しなければならない。

5. 人間社会学部転学科細則

(目的)

第1条 この細則は、学則第38条及び学部規程第24条の転学科の取扱を規定することを目的とする。

(出願)

第2条 転学科を志願する者は、現に在籍する学年にかかわらず、転学科願を提出することができる。

2 転学科を志願する者は、その理由を記した転学科願を学部長宛に提出しなければならない。

3 転学科願には、現に在籍する学科の学科長の承諾書及び保証人の同意書を添付しなければならない。

(選考料)

第3条 出願する者は、選考料5,000円を納入しなければならない。

(選考)

第4条 転学科を願い出した者の選考は、転入希望学科において行なう。

(許可)

第5条 転学科の許可については、転入希望学科の選考結果に基づいて、学部長が教授会の議を経て、その可否を決定する。

(単位認定)

第6条 既修得単位については、転入した学科において、その一部を修了単位として認定することがある。

(学年)

第7条 転学科を許可された者の学年は、前条により認定された単位数に基づき、学部長が定める。

(学費)

第8条 転学科を許可された者の学費については、学則第45条による。

(出願)

第9条 転学科願は、2月末日までに提出しなければならない。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第9条にかかわらず、平成15年4月1日付けをもって転学科を希望する者については、転学科願の提出期限を別に定める。

6. 人間社会学部転学部、転学科等単位認定規程

(目的)

第1条 本規程は、他学部から本学部に転学部した学生、あるいは本学部内で転学科した学生、他大学から転入学した学生、学則第16条に基づく他大学で修得した単位がある学生の単位認定について必要な事項を定める。

(承認)

第2条 本規程における単位認定は、当該学生からの単位認定申請に基づき行われる。認定に当たっては、受け入れ先の学科及び教授会の承認を得なければならない。

(単位認定)

第3条 他学部、他学科、他大学で修得した授業科目の単位は、受け入れ先学科の授業科目及び単位に読み替えて認定を行う。

2 読み替えが不能な授業科目については、受け入れ先学科の教育内容と著しく異なる場合を除き、教養科目の選択科目的単位として認定することができる。

(学年の決定)

第4条 前条の規程により単位の認定を受けた転学部、転学科、転入学学生については、認定された単位数と、従前の在学年数をもとに在籍する学年を決定する。

2 第3学年に在学するためには、人間社会学部履修細則第20条を満たし、従前の在学年数が2年以上なければならない。

3 第4学年に在学するためには、人間社会学部履修細則第21条を満たし、従前の在学年数が3年以上なければならない。

4 上記第2項、第3項のいずれも満たすことができない場合は第2学年の在籍とする。

5 従前の在学年数が1年の場合は、認定単位にかかわらず第2学年の在籍とする。

6 上記の規程にかかわらず、本人の希望があり、それを教授会が認めるとき、規程で認定された学年より下位の学年の在籍とすることができる。

付則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

7. 研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第61条に規定する研究生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 本学の研究生を出願できる者は、次の資格を備えた者でなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 本学において研究能力があると認めた者

(入学時期)

第3条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情あるときは、この限りではない。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承諾を得ておかなければならぬ。

2 前項の志願者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究願
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 官公庁、その他事業所に在職するものはその所属長の同意書または依頼書
- (5) 写真 (2枚、4×3cm)

(入学許可)

第5条 研究生は、学部教授会において選考し、学長が入学を許可する。

(納付金)

第6条 研究生として入学を許可された者は、7日以内に所定の入学金・授業料(研究料)を納付し、所定の入学手続きをしなければならない。

(実験実習費)

第7条 研究生の実験実習等に要する費用は本人の負担とする。

(聴講)

第8条 研究生は開講中の授業科目を、学長の承認を得て、聴講することができる。この場合は特に聴講料を徴収しない。

(在学期)

第9条 研究期間は1年以内とする。ただし、指導者が研究を継続する必要があると認めたときは、願出によって1年以内に限り、在学期延を許可することがある。

(終了届及び中止届)

第10条 予定の研究が終了したときは、終了届を学長に提出しなければならない。

2 予定期間の中途中で研究が終了したときも、終了届を学長に提出しなければならない。

3 予定期間の中途中で研究を中止したときは、中止届を学長に提出しなければならない。

(研究報告)

第11条 研究期間が終了した時は、研究報告を学長に報告しなければならない。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

8. 人間社会学部科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第60条及び学部規程第29条に規定する科目等履修生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 履修を出願し得る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学則第26条に定める入学資格を有する者
 - (2) 学校教育法施行規則第98条第1号の規定により、高等学校長が教育上有益と認めたときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒
 - (3) 教員免許状取得を目的とする場合、学士の学位を有する者
- 2 教育実習・教職実践演習の履修を出願し得る者は、本学の卒業生に限る。

(授業科目)

第3条 履修する授業科目の数は、毎学期8科目以内とする。

- 2 授業科目によっては、教室の収容人数や授業の運営上、一定数以上の学生の履修を認めないこともある。
- 3 履修期間は、学年又は学期の始めから1年以内とする。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

(出願書類)

第5条 履修を希望する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 履修願
 - (2) 履歴書
 - (3) 健康診断書
 - (4) 写真（2枚、4×3cm）
- 2 現に他の大学、短期大学・高等専門学校・専修学校その他の教育機関に在学する者は、前項の書類のほか、当該学校（校）長の出願許可証を添付しなければならない。
- 3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

(出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる1か月以前に提出しなければならない。

(入学許可)

第7条 履修の出願のあった時は、当該授業科目担当教員の考査を経て、教授会の選考に基づき、学長がこれを許可する。

(納付金)

第8条 履修を許可された者は、7日以内に所定の手続きをとり、学則別表IIの入学料及び授業料を納付しなければならない。

- 2 前条の外、実験・実習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。
- 3 教員免許状取得を目的とする場合は、前2項に加え、学則別表Iの教職授業料を納付しなければならない。

(単位認定)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を認定する。

- 2 単位認定は、学則第13条の規定を準用する。
- 3 認定された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(継続履修)

第10条 履修期間終了後、継続して履修を希望する者は、改めて出願しなければならない。

- 2 継続して履修を許可された者については、入学料を免除する。

(教育連携協定)

第11条 教育連携による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年以前から継続している科目等履修生については、従前の規程を適用する。

9. 休学者の学費に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、学則第47条に基づき、休学者の学費について定める。

(休学者の学費)

第2条 休学者の学費は、その休学期間によって次の如く定める。

願出の時期	休学期間	休学者の学費
前期中 4月1日 ～ 9月30日	1か年 (翌学年前期末まで)	120,000円
	後期 (当学年末まで)	60,000円
	前期末まで	
後期中 10月1日 ～ 翌年3月31日	1か年 (翌学年末まで)	120,000円
	前期 (翌学年前期末まで)	60,000円
	当学年末まで	

2 学費は、休学願出の翌学期から起算するものとする。

(復学)

第3条 休学期間を中断して復学した場合は、実際の休学期間に応じて、所定の学費を納入する。

附則 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に際して、埼玉工業大学休学者学費免除に関する細則（昭和52年3月8日制定）は廃止する。

3 この細則は、大学院の休学者にも適用する。

10. 埼玉工業大学学生の留学に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規定は、埼玉工業大学学則第39条の規定に基づき、埼玉工業大学（以下「本学」という。）の学生が、外国の大学に留学するときの取り扱いについて定める。

(留学の定義)

第2条 この規定において「外国の大学」とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

2 この規定において「留学」とは、本学が教育上有益であると認め、学生が休学することなく、外国の大学で学修することをいう。

(留学の資格)

第3条 留学できる者は、2年次以上の学生とする。

(出願手続)

第4条 留学しようとする者は、所定の留学願に留学しようとする大学の入学許可証又は受入受諾書等を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学科が教育上有益と認めるときは、学部の教授会の議を経て、学長が留学を許可する。

(留学期間)

第5条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、通算して2年を超えない範囲内で許可することができる。

(学費)

第6条 留学期間中の本学における学費は、所定の額を納付するものとする。

(留学終了)

第7条 留学が終了したときは、所定の留学終了届に留学した大学が発行する単位修得に関する証明書を添えて、学長に申し出なければならない。

(修得単位の取り扱い)

第8条 留学期間に修得した授業科目の単位は、学部の教授会の議を経て、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、国内の他大学等で修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 修得したものとみなす授業科目の成績評価は「認定」とし、「G」と表示する。

(事務の所管)

第9条 学生の留学に関する事務は、教学部学生課が所管する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、学部の教授会の議を経て、協議会が決定する。

附 則 この規定は、平成25年4月1日から施行する。

1.1. 人間社会学部留学単位認定規程

1. 本規定では本学に在学中、あるいは休学中に海外での学修を行った場合(以下、留学とする)の単位認定に関する規定を行うものとする。
2. 留学先で修得した授業科目の単位認定は、可能な限りにおいて留学前に所属学科の指導を受けることとする。帰国後、当該学生からの単位認定申請に基づき、留学先の授業時間数、講義内容、授業の質等を考慮し、次により単位を認定する。認定に当たっては、所属する学科及び教授会の承認を得なければならない。
3.
 - ① 留学先で修得した授業科目の単位は、本学部の授業科目及び単位に読み替えて認定を行う。
 - ② 読み替えが不能な授業科目については、本学部の教育内容と著しく異なる場合を除き、教養科目の選択科目の単位として認定することができる。
 - ③ 複数の授業科目及び単位を合算して、本学部の授業科目及び単位に認定することができる。この場合において、単位数に端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
 - ④ 認定又は否認定は、原則として留学先大学の成績によるが、評価基準が著しく異なるときは、本学部の評価基準に替えて認定することができる。
 - ⑤ 卒業認定(卒業論文)及び教職に関する科目については、原則として、単位認定を行わない。
4. 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、学則14条に定めるところによる。
5. 認定した授業科目及び単位については、帰国年度の修得単位として認定する。
6. 前項の規定により単位の認定を受けた学生の学年については、教授会で定める。
7. 留学先の大学で修得した授業科目名、単位及び成績評価については、認定又は否認定を問わず、成績原簿及び成績証明書には記載しない。
8. 読み替え不能な授業科目を認定する場合は、成績原簿及び成績証明書に留学認定科目と記載することとする。

付則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

1 2. 学生の諸活動に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学生の諸活動に対する有効適切な育成補導を目的とする。

(適用範囲)

第2条 学生は、本学の内外を問わず、また個人たると団体たるとを問わず、正規の教育学習以外の諸活動においては、本規程を守らなければならない。

(団体の結成)

第3条 学内において団体を結成しようとする時は、代表責任者を定め、規約および構成員名簿と共に、所定の許可願を学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

2 団体の構成員は本学の学生でなければならない。

(学外団体への加盟および参加)

第4条 学内団体が学外団体に加盟しようとする時は、所定の許可願に加盟員名簿を添え、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 学外団体の行事に参加しようとする時も前項に準ずる。

(報 告)

第5条 各団体は毎年4月末日現在で、前年度の活動報告書を役員名簿および構成員名簿に添え、5月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならぬ。提出のない場合は解散したものとみなす。ただし、学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

第6条 各団体の予算および決算は、毎会計年度ごとの報告書を、4月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならぬ。

(規約の変更)

第7条 規約を変更しようとする時は、理由を明記した規約変更願を、旧規約および新規約案に添えて、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(解 散)

第8条 団体が解散しようとする時は、代表責任者は理由を明記した解散願を、役員名簿および構成員名簿に添えて、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

第9条 第3条において承認せられた団体において、その行為が本学の機能を害し、または秩序を乱し、およびその恐れがあると認められた時は、その活動を禁止し、またはその団体の解散を命ずることがある。

(掲 示)

第10条 学生または団体が学内外に掲示しようとする時は、所定の許可願にその写しを添え、事前に学生部長に提出して、その承認をうけなければならない。

2 学内における掲示は指定した場所において行い、その期間および大きさは別に定めるところによる。

3 掲示物には必ず責任者の氏名を明記しなければならない。

4 提示期間が終了すれば、責任者は直ちに撤去しなければならない。

第11条 団体または団体員が前条に違反した掲示を行った時は、その責任者または、団体員は共同してその責任を負わなければならない。

2 前条に違反した掲示物は直ちに撤去する。

(集 会)

第12条 学内外において、集会・対外試合・合宿練習・遊説・集団行進・示威運動・署名運動・世論調査・投票宣伝等を行おうとする時は、所定の許可願に必要事項を記入し、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第13条 特定の人を対象とする同窓会・講習会、または単に映写・演出のみを行う映画会・音楽会・演劇等の場合を除き、学外者の参加は許可しない。ただし、特別の場合で学長が必要と認める時は、許可することがある。

(部 室)

第14条 学生の課外活動を盛んにし、その運営を円滑にするために部室を設ける。

2 部室に関する細則は別に定める。

(印刷物)

第15条 学内外を問わず、印刷物（部報、会報、研究誌、新聞、ピラ、その他これに類する一切のもの）を発行し、または配布回覧しようとする時は、所定の許可願に印刷物の原稿またはこれに代わるもの添え、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(施設・備品の使用)

第16条 本学の施設・備品を使用する時は、所定の許可願に必要事項を記入し、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(金銭を伴う行為)

第17条 学内外を問わず募金・販売等金銭の収入・支出を伴う行為は許可しない。

2 秋桜祭に関しては別に定める。

(放 送)

第18条 学内において拡声器等を用いて放送しようとする時は、所定の許可願にその要旨を添え、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第19条 放送は授業時間中に行なうことはできない。

2 授業時間外に行なう場合であっても、学内における他の業務に支障をきたさないよう騒音に十分注意しなければならない。

3 前条および前2項に違反する行為があった場合は直ちに中止せしめる。

(その他禁止行為)

第20条 学生または、学生団体は次の行為をしてはならない。

- (1) 学内における政治活動
- (2) 個人または集団の威力をもって他人の自由を侵す行為
- (3) 個人または集団が暴力を用い、または用いることを示唆する行為
- (4) 教育・研究を妨げるような行為
- (5) その他学生の本分に反する行為

附 則

この規程は、昭和52年1月21日から施行する。

1 3 . 学生の諸活動に関する規程細則

(目的)

第1条 この細則は、学生の諸活動に関する規程を円滑適正に実施するために規定することを目的とする。

(許可願)

第2条 規程第3, 4, 7, 8, 10, 12, 15, 16, 18条に定める「許可願」には別表に定める事項を記入し、許可願用紙に記入欄のない事項は添付書類として、附表に指定された日時までに学生課に提出しなければならない。

(掲示の期間および寸法)

第3条 規程第10条に定める掲示の期間は、掲示許可後原則として2週間とする。掲示物の寸法は81×55cm (A1判) 以内とする。

(禁止事項)

第4条 下記内容の掲示は許可しない。

- (1) 政治的中立を逸脱するもの
- (2) 虚偽の事実
- (3) 特定の個人または団体の中傷、誹謗
- (4) 学内の秩序を乱す恐れのあるもの
- (5) 学生としての品位をかけがすもの

第5条 規程第3, 4条の活動が下記項目に該当する時は、これを許可しない。

- (1) 政治活動
- (2) 授業および研究の障害となるもの
- (3) 学外住民の迷惑となるもの
- (4) 学生活動として不適当と認められるもの

(施設及び備品の使用)

第6条 規程第16条に定める本学の施設、備品の使用にあたっては、下記項目を守らねばならない。

- (1) 備品の借用に際しては、借用書を提出しなければならない。ただし、施設使用の場合で、その施設に附属する備品についてはこの限りでない。
- (2) 借用した備品を紛失または破損した場合には、弁償しなければならない。
- (3) 施設の使用できる時間は原則として9:00～17:00までとする。
- (4) 施設の使用にあたっては、火気を使用すること、喫煙・飲酒することは原則として許可しない。
- (5) 施設の使用にあたっては、備え付けの備品を許可なく持ち出し、または配置変更してはならない。
- (6) 施設の使用を終えた時は、速やかに係員に報告しなければならない。
- (7) 施設を破損または汚損した時は、使用責任者は弁償しなければならない。

第7条 規程第18条に依って放送を行う場合には本細則第4条の各項に該当する内容の放送は許可しない。

附 則

この規程は、昭和52年7月15日から施行する。

附 表

※ () 内提出期限

団体結成願……………団体規約、構成員名簿、責任者氏名、団体の名称と目的、活動計画、(クラブ・同好会の場合)

(1週間前迄)

団体解散届……………解散の理由、責任者氏名、学外団体加盟の有無

(解散後1週間以内)

規約変更願……………変更規約、変更前後の名称、変更の理由、変更後の責任者氏名

(1週間前迄)

団体加盟許可願………学外団体規約、加盟の目的、加盟員名簿、責任者氏名、学外団体責任者、学外団体の名称、

(1週間前迄) 顧問の承認

学外団体行事参加願…参加者名簿、行事名、参加場所、活動計画、現地責任者、残留責任者、緊急時の連絡方法、

(1週間前迄) クラブ・同好会にあっては顧問教職員の意見書

掲示許可願…………掲示物の写し、責任者氏名、希望掲示期間

(前日迄)

学内外集会許可願…集会の目的、名称、場所と日時、参加者氏名、参加責任者氏名、残留責任者氏名、緊急の場合の
(学内3日前迄) 連絡方法、講演会の場合に講師名と職業

(学外1週間前迄)

印刷物発行配布願…印刷物原稿、責任者氏名、配布対象者、発行部数、場所

(前日迄)

施設・物品借用願…使用目的、使用日時、使用施設名、責任者氏名、団体名、人員、使用場所、光熱設備使用の有無
(3日前迄)

1 4. 大乗殿利用心得

(使用手続)

- 1 大乗殿を利用する際には、「大乗殿使用許可願」を使用 3 日前までに代表者の学生証を添えて学生課へ提出し許可を受けなければならない。

(使用時間)

- 2 使用時間は次のとおりとする。

月曜日～金曜日 9 時から16時30分まで

土曜日 9 時から13時まで

ただし、次の場合には、「休日・時間外施設使用許可願」を使用する 3 日前までに学生課に提出して許可を受けなければならない。

- (1) 前項にあげる以外の時間に使用する場合（時間外延長を含む）
(2) 日曜日・祝日及び休業期間中に利用する場合

(遵守事項)

- 3 使用者は使用にあたり、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用時間を守ること
(2) 目的外の用途に使用しないこと
(3) 館内では火気の使用または、喫煙をしないこと
(4) 飲食の持込はしないこと
(5) 土足及び外履での入館はしないこと
(6) 掲示その他これに類することはしないこと
(7) 使用後はただちに原状に復すとともに清掃を行い、火気、水道栓の点検及び消灯、戸締りを厳重に励行すること

(使用許可の取消・使用の停止及び禁止)

- 4 次の各号に該当する場合には、使用許可の取消し、使用の停止または禁止することがある。

- (1) 使用願に虚偽の記載をしたとき
(2) 遵守事項を守らず、使用させることは適当でないと認めた場合

(使用者の責任)

- 5 使用者は故意または過失により建物・施設・器具等を損傷または滅失したときは、その損害についての弁済責任を負うものとする。

1 5 . 部室使用細則

(目的)

第1条 この細則は、部室の適切な利用を規定することを目的とする。

(貸与)

第2条 部室は、公認されている部のみその使用を許可するものとする。

第3条 部室の使用は、部本来の活動のために限る。

第4条 部室の使用を希望する部は、毎年3月31日までに所定の使用願を学生課に提出しなければならない。

第5条 部室の使用許可期間はその年度限りとし、継続を希望する場合は改めて使用願を提出しなければならない。

2 継続使用願を提出しない時は、次年度の使用を認めない。

(返還)

第6条 部の解散、その他により使用目的が消滅した時は、速やかに学生課に届け出て返還しなければならない。

2 規定に違反した場合は、その室の使用を取り消すことがある。

(使用心得)

第7条 部室の使用を許可された部は、次のことを守らなければならない。

(1) 入口に部名及び火元責任者名を表示すること。

(2) 清潔・整頓・火災予防（特に煙草）・節電・節水に万全をすること。

(3) 部室内においての飲酒をしないこと。

(4) 部室の使用時間は、9時から20時までとし、この時間を超える時は、学生課に願出て許可を受けること。

(5) 休業日の部室使用は、前日までに使用願を学生課に提出して許可を受けること。

ただし、使用時間は9時から20時までとする。

(6) 休業日の部活動を行う時は、登学・退出の際人員等を守衛所に届け出ること。

(7) 他の部及び近隣住民の迷惑にならぬよう騒音等には十分気をつけること。

(8) 室内の提示、その他これに類するものは部に直接関係あるものに限る。

(9) 一室を数部で使用する場合、互いに協調し合うこと。

(禁止事項)

第8条 部室の使用を許可された部は、次のことをしてはならない。

(1) 部室での暖房器具の使用

(2) 学外団体の本部支部または事務所の設置

(3) 部員以外の者の使用。

(4) 室内の施設・設備等無許可の移動・改廃・新設

(留意事項)

第9条 各部室の鍵は、各部責任をもって厳重に管理すること。

第10条 部室を使用しない時は必ず鍵をかけ盗難等にあわぬよう心掛けのこと。

第11条 事故防止に各自心掛け、万一事故のあった時は、速やかに学生課に届け出て指示を受けること。

第12条 部室の施設・設備等を汚損した滅失または破損したりした時は、学生課に届け出て、その指示を受けること。

第13条 管理の必要上、教職員により検査または指示を拒否してはならない。

附 則

この細則は、昭和52年9月29日から施行する。

1 6 . 埼玉工業大学学費納付細則

(目的)

第1条 学費の納付については、学則に定めるもののほか、本細則によるものとする。

(学費)

第2条 学費とは、授業料、卒業研究費及び調査研究・卒業研究費をいう。

2 学費の納付額は、本細則別表1に定める年額とする。ただし、授業料の年額を前期額 及び後期額に2分割することができる。

(納付期限)

第3条 学費の納付は、次に掲げる期限までに納付しなければならない。

一 年額一括納付の期限 4月30日

二 年2回分割納付の期限 前期額 4月30日

後期額 9月30日

2 入学を許可された者の入学金及び初年度の学費の納付期限は、前項の規定にかかわらず、入学手続き要項に定めた期日までとする。

(学費の返還)

第4条 既納の学費は、返還しない。ただし、学費を納付した在学生で、前期又は後期の 初日の前日(その日が休日の場合はその翌日)までに退学(学則第42条)を願い出た とき、又は除籍(学則第54条4項)となったときには、在籍しない学期の学費を返還 する。

(納付方法)

第5条 学費の納付方法は、指定の振込用紙による銀行振込とする。

(学費の延納)

第6条 保証人は、特別な理由により延納を希望するときは、第3条の納付期限までに、願い出て許可を得なければならない。延納期間は、前期、後期の納付期限から起算して 3か月以内とする。

(卒業延期者の学費)

第7条 単位未修得のため卒業を延期された者で、9月に卒業を認められたときは、後期 額の納付を要しない。

2 10月入学者については、9月を3月、後期額を前期額にそれぞれ読み替えるものとする。

(学費の免除)

第8条 4年を超えて在学し、卒業研究又は調査研究・卒業研究の単位を修得している者 については、卒業研究費又は調査研究・卒業研究費を免除する。

附則 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2 埼玉工業大学工学部学費納付細則(平成12年4月1日制定)は、廃止する。

3 旧細則適用者は、別表1に掲げる年額から既納の額を差し引いた額を納付するものとする。

附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

別表1

工学部

全学科

学費明細表（平成15年度以降入学者）

(単位：円)

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	645,000	645,000	1,290,000
在学2年目	授業料	645,000	645,000	1,290,000
在学3年目	授業料	660,000	660,000	1,320,000
在学4年目以降	授業料	660,000	660,000	1,420,000
	卒業研究費（注1）	100,000		
	調査研究・卒業研究費（注2）	100,000		

(注1) 機械工学科、電子工学科、情報システム学科、ヒューマン・ロボット学科
生命環境化学科（平成22年度以降の入学者）の学生に適用する。

ただし、卒業研究Ⅱのみ履修するときは、半期当たり50,000円とする。

(注2) 応用化学科、情報工学科、生命環境化学科（平成21年度以前の入学者）
の学生に適用する。

ただし、卒業研究のみ履修するときは、半期当たり50,000円とする。

人間社会学部 情報社会学科

学費明細表（平成14年度以降入学者）

(単位：円)

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学2年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学3年目	授業料	585,000	585,000	1,170,000
在学4年目以降	授業料	585,000	585,000	1,170,000

人間社会学部 心理学科

学費明細表（平成14年度以降入学者）

(単位：円)

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学2年目	授業料	595,000	595,000	1,190,000
在学3年目	授業料	610,000	610,000	1,220,000
在学4年目以降	授業料	610,000	610,000	1,220,000

17. 学校法人智香寺学園特別奨学生制度規程

(目的)

第1条 学校法人智香寺学園特別奨学生制度は、埼玉工業大学（以下「本学」と称する）学部学生で学業・人物ともに優秀なものに奨学生を授与し、これを奨励することを目的とする。

(資格)

第2条 本奨学生の授与を受ける者は、在学前年次までの成績が優秀かつ健全な学生と認められたものでなければならない。

2 学費の一部又は全部を免除されている者（学校法人智香寺学園教職員子女の学費免除に関する規程により免除されている者、埼玉工業大学奨学生を含む。）は、この規程で定める奨学生の対象とならない。

(審査及び決定時期)

第3条 本奨学生の審査は、常務理事会で行い、毎年度始めに決定する。

(選考方法)

第4条 本奨学生候補者の選考は、各学科において行い、学科長が推薦するものとする。

2 每年度4月末日現在の普通進級者数に応じて、本奨学生の推薦人数を常務理事会で定める。
3 前項にかかわらず平成17年度、18年度に入学した学生の奨学生候補者推薦人数は、毎年度各学科5名とする。

(奨学生推薦手続)

第5条 本奨学生を推薦しようとするときは、年度始めに所定の推薦書に次の書類を添えて、学長宛提出しなければならない。

- (1) 成績証明書
- (2) その他必要な書類

(授与金額)

第6条 本奨学生の授与する金額は、次のとおりとする。

- (1) 奨学生一人 10万円。

(決定通知)

第7条 本奨学生の採用を決定したときは、推薦のあった各学科長を通じて本人に通知するものとする。

(奨学生の支給)

第8条 本奨学生の支給は、5月に一括して行うものとする。

附 則 この規程は、昭和62年4月1日から施行し、昭和61年度入学生から適用する。

附 則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、「入学者に対する特待生制度」が整備されるまでの間、3年次生及び4年次生に対して、平成11年度から同規程を準用する。この場合において、同条中「1年次」を「在学前年次」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成19年度入学生より適用する。

18. 外国人留学生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第63条に基づき入学を志願する外国人（以下「外国人留学生」という。）に関する、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 外国人留学生として出願し得る者は、次のいずれかの資格を備えている者でなければならぬ。ただし、日本で高等学校3年間の教育を受けた者，在留資格の「定住者」は出願することはできない。

一 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者または修了見込みの者、及び国際バカロレア資格、アビトゥア資格またはバカロレア資格（フランス共和国）の保有者で18歳に達した者、またはこれらと同等以上の学力があると認められた者

二 出入国管理及び難民認定法第2条の2の第2項別表第1の4に規定する「留学」の在留資格を得て入国した者、または取得見込みの者

2 日本語能力が入学後の学習に支障をきたさない程度に備っていると認められる者

(入学時期)

第3条 外国人留学生の入学時期は学年の初めとする。

(入学学年)

第4条 入学を許可する学年は原則として1年次のみとする。

(選考)

第5条 入学の選考は学力・履歴・人物及び健康について行う。

2 日本語能力に関しては、筆記・口述その他適当な方法により審査する。

(出願書類)

第6条 外国人留学生として志願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

一 入学願書（本学所定のもの）

二 履歴書（学歴は学校種別ごとに修学した期間を明示すること）

三 最終出身校の卒業証明書または卒業見込証明書及び学業成績証明書

四 日本語能力証明書

五 健康診断書

六 住民票または旅券の写し

七 日本入国情後の身元保証人の氏名・年齢・職業・住所等を記載した書類

2 前項各号の書類は日本語を使用するもしくは日本語訳を添付しなければならない。

3 第1項に規定する検定料及び六・七の提出については入国後でもよい。

(保証人)

第7条 外国人留学生は、入学に際し保証人を定めなければならない。

2 前項保証人は、身元確実な者で、留学生の身分及び在学中の経費等について、一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

(入学許可)

第8条 外国人留学生の入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

(納付金)

第9条 入学を許可された者は、学則第44・46条により、入学金・授業料等納付金を納入しなければならない。

(外国人科目等履修生)

第10条 他大学に在学する外国人留学生は、研究上の必要に基づき、本学の科目等履修生となることができる。

2 この場合、本規程ならびに科目等履修生規程を準用する。

(外国人研究生)

第11条 学則第61条の規定に基づき本学の研究生を志願する外国人留学生に関しては、本規程ならびに研究生規程を準用する。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成2年10月19日から施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

19. 私費外国人留学生の授業料減免に関する規程

(目的)

第1条 埼玉工業大学（以下「本学」という。）に在籍する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の授業料を減免するときは、この規程に基づいて行うものとする。

(対象)

第2条 対象とする留学生は、本学の正規の課程に在籍する留学生とする。ただし、国費外国人留学生、研究生、科目等履修生及び外国政府の派遣する留学生は、その対象としない。

2 次に該当する者は、次年度以降、授業料免除の対象としない。

- 一 出席日数を勘定し、学業継続の意志がないと認められる者
- 二 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
- 三 経済的に恵まれていると認められる者
- 四 留年した者。ただし、病気その他やむを得ない事由によると認められたときは、この限りでない。

(減免の額)

第3条 減免の額は、授業料に正規課程の入学年度に対応する減免率を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 減免率は、個々の例について定めるものとする。

(授業料の減免の方法)

第4条 授業料の減免は、授業料の納付時期において、正規の授業料額から差し引くものとする。

ただし、分割納入の場合は、前・後期それぞれの授業料額から各期の授業料減免額を差し引いた額とする。

(減免の申請)

第5条 減免を受けようとする留学生は、所定の申請書（別紙）を指定された期日までに学校法人智香寺学園（以下「法人」という。）の理事長に提出するものとする。

(減免額の決定及び通知)

第6条 法人は、第5条（減免の申請）にかかる書類に基づき審査のうえ、減免の額を決定して留学生に通知する。

(減免の取消)

第7条 法人は、留学生が虚偽の申告等に基づき、授業料の減免に該当しないと認められたときは、減免の取消を行うことができるものとする。

(減免金額の返還請求)

第8条 法人は、減免を取り消した場合には期限を定めて、すでに実施されている授業料の減免金額の返還を請求する。

附 則 この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

20. 埼玉工業大学後援会学費貸付制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学学生の学業継続を支援することを目的とし、無利子で貸付金を交付する。

(対象者)

第2条 この制度の対象者は、卒業見込の本学学生で、本人及び学費支弁者の経済状態から判断して学業の継続困難で、学費等を納入することが困難と認められ者とする。

(貸付金の額)

第3条 貸付金の額は、原則として当該年度の各期に納入すべき学費等納入金（以下「学費」という。）の二分の一に相当する額とする。

(貸付人数)

第4条 貸付を受ける者の数は、毎年度、若干名とする。

(貸付申込の時期と手続)

第5条 貸付の申込を希望する者は、所定の申込書とともに次の書類を添付して学生課に提出しなければならない。

(1) 学業成績証明書

(2) 学費支弁者の所得証明書

(3) その他必要と認めた書類

2 申込は、毎年前期、後期2回とする。

(貸付の決定)

第6条 貸付の決定は、学生委員会が選考し、後援会長は副会長と協議のうえ、遂行し、事後次の役員会で報告する。

2 前項の決定の結果は、貸付金の申込をした者及び連帯保証人に通知する。

(返還)

第7条 返還は、貸付を受けた者が、学生課と打ち合わせた返還計画にしたがって、原則として卒業後5年以内に完了するものとする。

2 貸付を受けた者が、本学学則第53条（懲戒）もしくは第54条（除籍）の適用を受けたときは、貸付金の全額を返還しなければならない。但し、死亡の場合は、返還を免除する。

3 貸付を受けた者が、正当の事由なく、返還を遅滞したときは、本会は、未済の貸付金の全額を求めることができる。

4 貸付金の返還の細則については、別に定めるものとする。

(返還猶予)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として一年を限度として、返還期限を猶予することがある。

(1) 貸付を受けた者が、災害や病気などで、著しく返還困難な状態に陥った場合

(2) その他、後援会長が返還猶予を相当と認めた場合

(返還猶予の決定及びその通知)

第9条 返還猶予の願いが提出されたときは、その可否を後援会長が決定する。

2 前項の決定の結果は、貸付を受けた者及び連帯保証人に通知する。

附 則

この規程は、平成6年4月5日に施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日に施行する。

2 1. 埼玉工業大学奨学生規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学の入学試験において、試験成績が優秀と認められる者及び入学後においても、学業成績が優秀と認められる者の、授業料等を免除するため必要な事項を定める。

(適用)

第2条 奨学生の対象となる入学試験は、次のとおりとする。

- 一 奨学生入試
- 二 一般入試A日程
- 三 センター利用A試験

第3条 奨学生の種類は、次のとおりとする。

- 一 A奨学生 授業料全額免除
- 二 B奨学生 授業料半額免除
- 三 C奨学生 入学金免除

(対象者の決定)

第4条 各入学試験の結果において、総配点の7割以上(ただし、センター利用A試験については6割以上)の獲得を最低基準とし、かつ、各学科受験者数の30%を目途に奨学生の対象者を決定するが、試験結果等により、弾力的な運用を行うことができる。

ただし、奨学生入試における入学時の奨学生は、入学試験要項の定めによる。

2 奨学生対象者の中から、目途として、A奨学生20%，B奨学生30%，その他をC奨学生に分類し適用する。

3 A奨学生及びB奨学生については、1年から3年次までの各学年終了時における学科内学業成績により審査し(以下「審査」という。)，下記基準に基づき翌年度以降の対象者を決定する。

- 一 工学部・人間社会学部とも、各学科在籍者に対し、A奨学生 上位5%以内、
B奨学生 上位10%以内を目途とする。

(適用条件)

第5条 A奨学生については、審査によりA奨学生の基準から外れ、B奨学生の基準を満たすこととなった場合には、B奨学生の適用を行う。

2 B奨学生については、審査によりB奨学生の基準を満たした場合のみ、B奨学生の適用を行う。

3 それぞれについて、B奨学生までの基準から外れた者は、翌年度以降奨学生の対象とならない。

(選考)

第6条 奨学生の選考は、学長の推薦に基づき、常務理事会で決定する。

(通知)

第7条 選考の結果は、本人及び保護者に対して、書面で行う。

(運営事務)

第8条 この規程の運営事務は、入学手続きに関わるまでを法人本部入試課で行い、入学後からの免除手続きは、教学部学生課が行う。

(その他)

第9条 学費の一部又は全部を免除されている者（学校法人智香寺学園教職員子女の学費免除に関する規程により免除されている者を含む。）は、この規程で定める奨学金の対象とならない。

2 この規程により、C奨学生を除く奨学生の対象となった者は、学校法人智香寺学園特別奨学金の支給の対象とならない。

(雑則)

第10条 この規程の変更は、常務理事会の議に基づき、理事長が行う。

附則 この規程は、平成21年1月21日から改正施行し、平成21年度入学者から適用する。

この規程は、平成21年10月6日より施行する。

2 2. 埼玉工業大学後援会奨学生制度規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学後援会（以下「後援会」という。）の趣旨に基づいて、埼玉工業大学（以下「本学」という。）学部学生の学業成就と成績向上を助成することを目的とする。

(資格)

第2条 埼玉工業大学後援会奨学生（以下「奨学生」という。）を授与することができる者は、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により学業の継続困難と認められる者でなければならない。ただし、日本学生支援機構以外の団体から奨学生を受けている者を除く。

(授与金額)

第3条 奨学生への授与金額は、一人当たり年額10万円とする。

2 奨学生は返済の必要がない。

(期間)

第4条 奨学生を支給する期間は1年とする。

(手続)

第5条 奨学生の授与を希望する者は、所定の奨学生申請書に次の書類を添えて本学学生課へ提出しなければならない。

一 学業成績証明書

二 健康診断書

三 学費支弁者の所得証明書

2 申請は、毎年1回年度初めとする。

3 継続して奨学生の授与を希望する者は、改めて申請の手続を行わなければならない。

(選定)

第6条 奨学生を授与される者の選定は、日本学生支援機構奨学生推薦基準をもとに、本学学生委員会において行う。

(授与の時期)

第7条 奨学生は、10月に授与する。

(返還)

第8条 後援会は、奨学生を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、奨学生を返還させることがある。

一 休学又は退学したとき。

二 学業成績又は性行が不良となったとき。

三 懲戒処分を受けたとき。

四 その他奨学生を授与することが適当ないと認められたとき。

(運用)

第9条 この規程に定めるもののほか、奨学金について必要な事項は、後援会役員会において定めるものとする。

附則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

この規程は、平成6年4月5日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月5日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。